

令和7年度予防接種対象者年齢表

1. 定期の予防接種(A類疾病)

種別	対象者		標準的な接種月齢・年齢	回数	接種間隔等
ロタウイルス	1価	生後6週から24週まで	初回接種は、生後2月に至った日から出生14週6日後までの間	2回	27日以上あける
	5価	生後6週から32週まで		3回	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者		生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間	初回:2回	27日以上あける
				追加:1回	1回目の接種より139日以上あける
インフルエンザ菌b型(Hib)	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで 追加接種は、初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく	初回:3回 追加:1回	[生後2～7月未滿に初回接種をした場合] ・初回接種:27日(医師が必要と求めた場合は20日)以上あける。生後12月に至るまでの間に接種し、それを超える場合は行わない。 ・追加接種:初回接種終了後7月以上あける。 ただし、生後12月までに3回の初回接種を終了せずに生後12月以降に追加接種を行う場合は、最後の接種終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔を置いて1回接種。
				初回:2回 追加:1回	[生後7～12月未滿に初回接種をした場合] ・初回接種:27日(医師が必要と求めた場合は20日)以上あける。生後12月に至るまでの間に接種し、それを超える場合は行わない。 ・追加接種:初回接種終了後7月以上 ただし、生後12月までに2回の初回接種を完了せずに生後12月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔を置いて1回接種。
				1回	[生後12～60月未滿に初回接種をした場合]
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで 追加接種は、初回接種終了後60日以上の間隔を置いて生後12月から生後15月に至るまで	初回:3回 追加:1回	[生後2～7月未滿に初回接種をした場合] ・初回接種:生後24月に至るまでの間に接種。27日以上あける。 ただし、2回目の接種が生後12月を超えた場合、3回目の接種は行わない。 ・追加接種:初回接種終了後60日以上あけ、生後12月に至った日以降において1回接種。
				初回:2回 追加:1回	[生後7～12月未滿に初回接種をした場合] ・初回接種:生後24月に至るまでの間に接種。27日以上あける。 ただし、2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない。 ・追加接種:初回接種終了後60日以上あけ、生後12月に至った日以降において、1回接種。
				2回	[生後12～24月未滿に初回接種をした場合] 60日以上あける
				1回	[生後24～60月未滿に初回接種をした場合]
四種混合(DPT-IPV) (ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ)	第1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	初回:生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間 追加:第1期初回接種(3回)終了後12月から18月までの間隔をおく	3回	20日以上あける
				1回	第1期初回接種(3回)終了後、6月以上あける
五種混合(DPT-IPV-Hib) (ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ インフルエンザ菌b型)	第1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	初回:生後2月から生後7月に至るまで 追加:第1期初回接種(3回)終了後6月から18月までの間隔をおく	3回	20日以上あける
				1回	第1期初回接種(3回)終了後、6月以上あける
二種混合(DT) (ジフテリア 破傷風)	第2期	11歳以上13歳未滿の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回	

種別	対象者		標準的な接種月齢・年齢	回数	接種間隔等
BCG	1歳に至るまでの間にある者		生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間	1回	
麻しん風しん混合(MR)	第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		1回	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		1回	
麻しん風しん混合(MR)特例措置	第1期	令和6年度に生後24月に達する、又は達した者であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者(R4.4.2～R5.4.1生まれ)		1回	接種延長期間: 令和9年3月31日まで
	第2期	令和6年度における第2期の対象者(上記参照)であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者(H30.4.2～H31.4.1生まれ)		1回	
	第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分なかたであってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者		1回	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		1回目の注射は生後12月から生後15月に達するまで 2回目の注射は、1回目の注射終了後6月から12月までの間隔をおく	2回	3月以上あける (標準的には6月から12月まで)
日本脳炎	第1期	初回: 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回	6日以上あける
		追加: 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回	第1期初回接種(2回)終了後6月以上あける
	第2期	9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回	
	特例対象者	平成17年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者: 平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者		未接種回数	
子宮頸がん予防 (ヒトパピローマウイルス感染症)	定期接種	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間	2価: サーバリックス 3回	2回目は1回目より1月以上あける。3回目は1回目より6月以上あける。 当該方法を取ることができない場合、2回目は1回目より1月以上あける。3回目は1回目より5月以上、かつ2回目より2月半以上あける。
				4価: ガーダシル 3回	2回目は1回目より2月以上あける。3回目は1回目より6月以上あける。 当該方法を取ることができない場合、2回目は1回目より1月以上あける。3回目は2回目より3月以上あける。
		9価: シルガード 2回	【15歳になるまでに1回目を受ける場合】 6か月以上あける。 当該方法をとることができない場合、5か月以上あける。		
		9価: シルガード 3回	【15歳になってから1回目を受ける場合】 2回目は1回目より2か月以上あける。3回目は1回目より6か月以上あける。 当該方法をとることができない場合、2回目は1回目より1か月以上あける。3回目は2回目より3か月以上あける。		
	経過措置	平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女子で令和4年4月1日～令和7年3月31日までに少なくとも1回以上HPVワクチンの予防接種をしている者 【経過措置期間: R8年3月31日迄】		上記定期接種の内容と同様	

2. 定期の予防接種(B類疾病)

種別	対象者	回数	備考・接種間隔等
高齢者 インフルエンザ	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者	1回	
新型コロナ ウイルス感染症	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者	1回	
高齢者 肺炎球菌	・65歳のもの ※ただし接種期間は65歳の誕生日の前日～66歳の誕生日の前日まで ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者	1回	これまでに23価肺炎球菌ワクチンを1回以上接種したものは、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。
带状疱疹	・年度内に 65、70、75、80、85、90、95、100 歳をむかえるかた ・100歳以上のかた (令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置) ・60歳以上65歳未満の者であってヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者	生ワクチン 1回	
		組換えワクチン 2回	2か月以上6か月に至った日の翌日までの間隔を置いて接種。 医師が医学的知見に基づき必要と認めるものについては1か月以上の間隔をおいて接種。

3. 任意の予防接種(坂出市より一部公費負担のあるもの)

種別	対象者	回数	備考
おたふくかぜ	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	1回	左記以外で接種した場合、助成の対象外
	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	1回	

※ 予防接種通知時に、坂出市に住民登録のあるかたに個人通知を行います。

※ 対象年齢で「至るまで」および「未満」は誕生日の前日までを指します。

※ 「1月の間隔を置く」の解釈は、例えば1月15日に接種した場合、翌月の同日の前日に1か月経過したという考え

なので、1月の間隔を置いた日とは2月15日を指します。